

# 仙台市福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金Q&A（障害者福祉施設等）

令和6年1月1日現在

番号	項目	質問	回答
1	共通	令和5年度年央で新規開設した施設等は当該補助金の対象となるか。	年央に新規開設した施設等は補助の対象になりますが、令和5年度の開所月数に応じた補助額になります。 例. 通所施設（定員20人） R5.8.15から開所の場合の計算方法 8,000円×20人×7か月（R5.9～R6.3（1ヶ月間以上開所した月のみ対象））÷12≒93,300円 ※計算した額に端数がある時は100円未満切捨てとなります。
2	共通	令和5年度年央で廃止した施設等は当該補助金の対象となるか。	令和5年12月31日までに廃止した施設等については、補助の対象外です。
3	共通	令和5年度年央に事業承継した場合、①事業承継元の法人②事業承継先の法人のどちらが申請できるのか。	②の事業承継先の法人が申請できます。 なお補助額については、年央に新規開設した施設等と同様に取扱いしますので、番号1をご参照ください。
4	共通	共生型障害福祉サービスは当該補助金の対象となるか。	高齢者福祉施設等において補助の対象とされていることから、補助の対象外です。
5	入所施設	補助金額はどのように計算すれば良いか。	補助単価16,000円に、R5.11.1時点の定員数を乗じた額が補助金額になります。 ※令和5年度年央での新規事業所は番号1を参照
6	障害者支援施設	施設入所支援のほかに通所である生活介護・就労継続支援B型を行っているが、当該通所分も対象となるか。	通所の定員のうち「（通所施設の定員合計）－（施設入所支援の定員）」で算出した定員分のみ補助の対象となります。この場合、通所分の交付申請は「就労継続支援B型」でなく、「生活介護」として行ってください。 例. 施設入所支援（定員50人）、生活介護（定員40人）、就労継続支援B型（定員20人）の場合 以下の計算で通所施設分の定員数を算出 （生活介護 40人 + 就労継続支援B型 20人）－（施設入所支援 50人） = 10人
7	宿泊型自立訓練	宿泊型自立訓練と通所の自立訓練を実施している場合、通所の自立訓練分も補助の対象となるか。	通所の自立訓練の定員のうち「（自立訓練の定員合計）－（宿泊型自立訓練の定員）」で算出した定員分のみ補助の対象となります。この場合、通所分の交付申請は「自立訓練」として行ってください。 例. 宿泊型自立訓練（定員10人）、通所の自立訓練（定員20人）の場合 以下の計算で通所の自立訓練分の定員数を算出 （通所の自立訓練 20人）－（宿泊型自立訓練 10人） = 10人
8	短期入所	空床型で実施している短期入所は補助の対象となるか。	本体事業の定員に含まれることから、補助の対象となりません。
9	療養介護 障害児入所施設	療養介護と障害児入所施設で定員が一体的な場合、申請はどのよう行えばよいか。	定員が重複していることから、療養介護でのみ申請してください。
10	通所施設	補助金額はどのように計算すれば良いか。	補助単価8,000円に、R5.11.1時点の定員数を乗じた額が補助金額になります。 ※令和5年度年央での新規事業所は番号1を参照
11	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所で定員が一体的な場合、申請はどのよう行えばよいか。	定員が重複していることから、放課後等デイサービスでのみ申請してください。なお、児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所で、定員を別々に設けている場合はそれぞれのサービスで申請可能です。
12	地域活動支援センター	補助金額はどのように計算すれば良いか。	施設ごとに補助単価が異なりますので、補助金交付要綱別表に記載の補助単価をご参照ください。
13	小規模地域活動センター	「障害者小規模地域活動センター運営費補助金」において、激変緩和の対象となっている場合、激変緩和後の区分で申請してよいか。	激変緩和後の区分で申請して差し支えありません。
14	訪問サービス	補助金額はどのように計算すれば良いか。	補助単価12,000円に、利用者宅等の訪問等に使用している車の台数（従業員から借り上げしている車も含む）又はR5.11.1～30の勤務実績による常勤換算数を比べ少ないほうの数を乗じた額が補助金額になります。別紙「福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金計算様式」をご参照ください。 ※令和5年度年央での新規事業所は番号1を参照
15	訪問サービス	利用者宅等の訪問等に係るガソリン代等について、従業員に実費負担させている場合、当該補助金の対象となるか。	当該補助金は、福祉施設等に対するものなので対象になりません。通常のサービスを提供した分の給与とは別でガソリン代等を支給している場合や、時給等に上乗せしてガソリン代等を支給している場合には補助の対象になります。
16	訪問サービス	併設の事業所と訪問等に使用する車を共有で使用しているが、車の台数を重複して計上して良いか。	重複して計上することは出来ませんので、1つの事業所（台数により複数の事業所）にのみ台数として計上してください。
17	訪問サービス	高齢者福祉施設等の訪問サービスと障害者福祉施設等の訪問サービスの両方のサービスを提供している場合、常勤換算数はどのように計算すれば良いか。	別紙「福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業費補助金計算様式」記載要領【(2)訪問サービス】オをご参照ください。
18	訪問サービス	訪問サービスにおける補助対象経費は何か。	利用者宅の訪問等に係るガソリン購入に要した費用のみ補助対象経費になります。
19	訪問サービス	入所施設または通所施設と訪問サービスで車両を共有している場合、その車両は訪問サービスにおける補助の対象となるか。	入所施設または通所施設と訪問サービスにて、共有している車両それぞれの使用割合を算出し、訪問サービスの使用割合のほうが多い場合、訪問サービスで使用している車両として補助の対象となります。